

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎整備事業	460,800	証書借入又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
県有施設整備事業	18,400			
総合庁舎施設等整備事業	33,200			
防災対策事業	4,392,200			
文化会館・美術館周辺 県有施設除却事業	155,000			
奈良盆地周遊型 ウォークルート造成事業	14,400			
障害者福祉施設整備事業	25,100			
児童福祉施設整備事業	65,000			
老人福祉施設整備事業	558,100			
古都保存事業	292,600			
旧西奈良県民センター 除却事業	1,800			
石綿健康被害救済基金 出資事業	20,100			
国立国定公園整備事業	25,800			
野外活動センター整備事業	156,500			
高等技術専門学校整備事業	35,900			
土地改良事業	77,600			
農道整備事業	15,700			
農地防災事業	67,800			

議第1号 平成28年度奈良県一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有林造成事業	2,400	証書借入又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
林道整備事業	44,400			
治山事業	1,023,000			
直轄土地改良事業	105,000			
農業研究開発センター整備事業	1,087,400			
中小企業会館整備事業	116,200			
産業振興総合センター整備事業	78,100			
道路整備事業	5,536,000			
自然災害防止事業	287,500			
臨時単独道路整備事業	965,500			
直轄道路整備事業	6,921,000			
河川改良事業	963,600			
臨時単独河川整備事業	815,500			
砂防事業	1,197,800			
ダム建設事業	345,600			
直轄河川事業	1,952,300			
都市計画事業	739,000			
都市公園事業	1,333,300			
公営住宅建設事業	225,400			
警察施設整備事業	375,200			

議第1号 平成28年度奈良県一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備事業	189,700	証書借入又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。
高等学校建設事業	1,931,500			
特別支援学校建設事業	119,800			
農林水産施設災害復旧事業	4,300			
土木施設災害復旧事業	854,200			
上水道建設出資事業	501,200			
退職手当	2,200,000			
臨時財政対策	27,000,000			
計	63,330,900			

議第2号

平成28年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

平成28年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,462,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		5,082,903
	1 一般会計繰入金	5,082,903
2 諸収入		1,558,297
	1 貸付金元利収入	1,558,297
3 県債		5,820,800
	1 県債	5,820,800
歳入合計		12,462,000

議第2号 平成28年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 医 科 大 学 費		12,462,000
	1 医 科 大 学 費	8,892,847
	2 医 科 大 学 公 債 費	3,569,153
歳 出 合 計		12,462,000

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業にかかる契約	平成29年度から平成30年度まで	939,000 <small>千円</small>

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医科大学貸付事業	<small>千円</small> 5,820,800	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第3号

平成28年度奈良県営競輪事業費特別会計予算

平成28年度奈良県営競輪事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,310,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 事業収入		13,965,166
	1 事業収入	13,965,166
2 財産収入		155,954
	1 財産運用収入	155,954
3 繰入金		144,989
	1 繰入金	144,989
4 諸収入		43,891
	1 雑収入	43,891
歳入合計		14,310,000

歳 出		
款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		14,310,000
	1 競 輪 事 業 費	14,310,000
歳 出	合 計	14,310,000

議第4号

平成28年度奈良県自動車駐車場費特別会計予算

平成28年度奈良県自動車駐車場費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		257,776
	1 使用料	257,776
2 繰越金		19,176
	1 繰越金	19,176
3 諸収入		48
	1 雑収入	48
歳入合計		277,000

議第4号 平成28年度奈良県自動車駐車場費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 県土マネジメント費		277,000
	1 自動車駐車場費	277,000
歳 出 合 計		277,000

議第5号

平成28年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		8,700
	1 一般会計繰入金	8,700
2 繰越金		43,192
	1 繰越金	43,192
3 諸収入		92,608
	1 貸付金元利収入	92,308
	2 雑収入	300
4 県債		17,400
	1 県債	17,400
歳入	合計	161,900

議第5号 平成28年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 健 康 福 祉 費		161,900
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	161,900
歳 出	合 計	161,900

第2表

県 債

起債の目的	限度額	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	17,400 ^{千円}	無利子	国の融通条件による。

議第6号

平成28年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,510
	1 一般会計繰入金	1,510
2 繰越金		67,000
	1 繰越金	67,000
3 諸収入		35,590
	1 県預金利子	30
	2 貸付金元利収入	35,550
	3 雑収入	10
歳入	合計	104,100

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		104,100
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	104,100
歳 出	合 計	104,100

議第7号

平成28年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,309,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		736,184
	1 繰越金	736,184
2 諸収入		422,816
	1 県預金利息	1,315
	2 貸付金元利収入	421,497
	3 雑入	4
3 県債		150,000
	1 県債	150,000
歳入合計		1,309,000

議第7号 平成28年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		1,309,000
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	1,309,000
歳 出	合 計	1,309,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備導入資金貸付事業	千円 150,000	証書借入による。	年0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の融通条件による。

議第8号

平成28年度奈良県証紙収入特別会計予算

平成28年度奈良県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,540,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		3,370,000
	1 証紙収入	3,370,000
2 繰越金		170,000
	1 繰越金	170,000
歳入合計		3,540,000

議第8号 平成28年度奈良県証紙収入特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 繰 出 金		3,540,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,540,000
歳 出 合 計		3,540,000